

(報告)

京都府立図書館協議会委員の公募について

平成30年11月9日
社会教育課

京都府立図書館の運営について、広く府民の意見を反映させるため、京都府立図書館協議会委員の一部について、下記のとおり公募しますので報告します。

記

- 1 募集人数 1名
- 2 応募資格及び応募方法
京都府立図書館協議会委員公募要領による
- 3 応募期間
平成30年11月20日（火）から平成30年12月20日（木）まで
- 4 選考方法
選考委員会において審査基準を定め、提出書類及び面接による選考を実施
- 5 選考結果通知
応募者全員に郵送により通知
(平成31年1月下旬～2月上旬に書類審査結果、3月上旬に最終結果を通知予定)
- 6 参考（現公募委員）

矢納 佳実 京都府立大学生

京都府立図書館協議会委員公募要領

1 目的

この要領は、京都府立図書館協議会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

応募者の資格は、次の全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 京都府内に居住又は通勤・通学していること。
- (2) 募集年の4月1日現在で満20歳以上であること。
- (3) 図書館の振興に関心を持っていること。
- (4) 国及び地方公共団体の議員及び公務員でないこと。
- (5) 現に府が設置する審議会等の委員でないこと。

3 募集人員

公募による委員は1名とする。

4 委員の公募方法

委員の公募に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。なお、提出された書類は、返却しない。

- (1) 応募申込書（別に定める様式）
- (2) 京都府の図書館振興に関する小論文（800字程度、様式自由）

5 選考

(1) 選考方法

公募委員の選考に当たっては、選考委員会を設置するとともに、その審査基準を定め、1次選考及び2次選考を経て公正な選考を行うものとする。

ア 1次選考については、前項に規定する提出書類により選考を行う。

イ 2次選考については、1次選考通過者に対し面接を行う。

- (2) 選考結果は、応募者全員に通知する。

6 選考委員会

選考委員会の構成及び運営は、次のとおりとする。

- (1) 選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。

ア 京都府教育庁指導部長

イ 京都府教育庁指導部社会教育課長

ウ 京都府立図書館長

エ 京都府立図書館副館長

- (2) 選考委員会には、選考委員長を置く。

- (3) 選考委員長は、京都府教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。

- (4) 選考委員会は、選考委員長が招集する。

- (5) 選考委員会の庶務は、京都府立図書館企画総務部企画調整課において処理する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

8 施行期日

この要領は、平成28年12月1日から施行する。